

富士見町中小企業振興資金のご案内

問 産業課 商工観光係 ☎62-9342 または 富士見町商工会 ☎62-2373

この制度は、町内に工場・事務所等がある中小企業者の皆さんにご利用いただくため、町が金融機関に資金を預託し、金融機関を通じて低利な協調融資を行うものです。協調融資にあたっては、長野県信用保証協会の保証付き融資となりますが、必要な保証料はその全額を町が補給しますので融資を受けられる方の保証料の負担はありません。さらに、富士見町独自の利子補給の制度をあわせて受けられますので、大変有利な制度となっています。各制度の詳細は下記一覧表をご覧ください。

平成28年度より新たに「開業支援資金」を開設しました。開業しようとする方および開業1年未満の方でも融資を受けることができる制度となっています。また、既存の制度についても貸付利率を前年度より0.2%下げています。

【富士見町中小企業振興資金幹旋一覧】

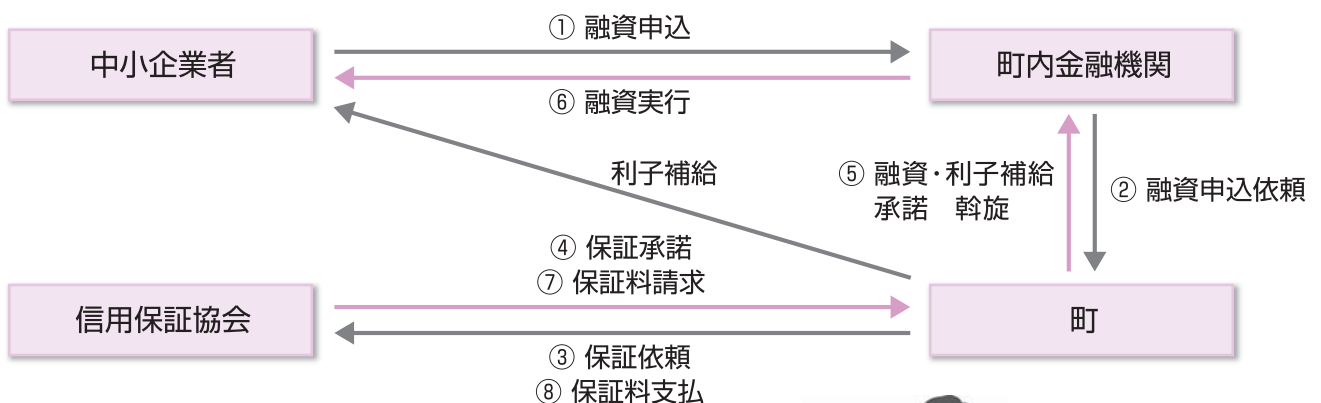
資金名	融資対象者	資金名	
		融資限度額	貸付利率(%)
			28年度
中小企業振興資金	中小企業者 (製造業その他：資本金3億円以下・従業員数300人以下、卸売業：資本金1億円以下・従業員数100人以下、小売業：資本金5千万円以下・従業員数50人以下、サービス業：資本金5千万円以下・従業員数10人以下の会社及び個人)	設備資金1,500万円以内 (所要額の100%以内)	2.10%以内
		運転資金750万円以内	
小規模企業振興資金	小規模企業者 (製造業その他：従業員数20人以下、商業・サービス業：従業員5人以下)	設備資金750万円以内 (所要額の100%以内)	1.90%以内
		運転資金500万円以内	
経営安定資金	最近3月間の売上額等が前年同期に比べて15%以上減少している者、又は中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者	運転資金1,000万円以内	1.60%以内
(新規)開業支援資金	町内に住民登録し、町内に開業しようとする者又は開業してから1年未満の者	設備資金1,000万円以内 (所要額の100%以内)	1.60%以内
		運転資金500万円以内	

※金利等、貸付条件については平成28年4月1日以降の融資実行分から適用されるものです。

【富士見町中小企業振興資金利子補給金について】

上記の表の各資金をご利用になった場合、交付要綱で規定する補給期間について、申請に基づき町から年1%の利子補給が受けられます。

【制度資金の流れ】



【融資できる金融機関】

- 八十二銀行富士見支店 ☎62-2182
- 諏訪信用金庫富士見東支店 ☎62-7500
- 諏訪信用金庫富士見支店 ☎62-3131

